平成２４年（フ）第２２７号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目20番21号
債務者　大石　龍史
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２６６号
沖縄県沖縄市室川１丁目９番８―202号　室川市営住宅
債務者　外間美栄子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２６７号
沖縄県沖縄市上地３丁目10番６号
債務者　宮城　文彦
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２６９号
沖縄県沖縄市海邦１丁目17番11号
債務者　金城　正美
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２７８号
沖縄県宜野湾市大山４丁目11番20―108号　末吉アパート
債務者　砂川　　愛（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５６６号
福岡市南区大橋１丁目11番16号
破産者　有限会社グリー
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６７２号
福岡県春日市大谷３丁目76番地
破産者　有限会社Ａ・Ｉ企画
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２６号
福岡市中央区大名２丁目１―57ＣＳビル４階
破産者　株式会社マイドリームインターナショナル
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７３号
富山市太田45番地20
破産者　株式会社キャッチ
1　決定年月日　平成25年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２５８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1002番地１ロワールマンション篠栗２―703号
破産者　園田　孝象
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５３号
福岡市城南区友丘４丁目21番16号
破産者　御手洗　満
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４３号
福岡県糸島市浦志２丁目４番30―105号
破産者　千徳商店こと　徳本　義光
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７３号
静岡市駿河区用宗１丁目22番15号　コーポ汐入202号室、住民票上の住所静岡市清水区蒲原４丁目４番16号、旧住所静岡市清水区蒲原5178番地の６
破産者　仲神　　寛
1　決定年月日　平成25年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２１５号
大分県別府市大字北石垣1124番地の５
破産者　河村　哲朗
1　決定年月日　平成25年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第４３１８号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番７―406号
破産者　平野　康子
異議申述期間　平成25年２月20日まで
平成25年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９号
石川県輪島市町野町粟蔵ニ部80番地10
破産者　阿知建設株式会社
異議申述期間　平成25年２月26日まで
平成25年１月７日　金沢地方裁判所輪島支部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第１１７１９号
東京都北区赤羽西１－５－１―1105、住民票上の住所東京都港区新橋６丁目18―３　中村ビル３Ｆ
破産者　武本俊こと　崔　　俊
審尋期日　平成25年２月６日午前11時
平成24年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８７５号
東京都豊島区駒込７丁目１－１
破産者　簇本　浩子
審尋期日　平成25年３月18日午前10時
平成24年12月27日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第４号
長崎県佐世保市鹿子前町740番地
清算株式会社　株式会社キュウ企画
1　決定年月日　平成24年12月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所佐世保支部